

令和2年12月14日

各学校長様

熊野市教育委員会事務局  
学校教育課

## コロナウイルス感染症対策における教室等の換気について

### 【先日の校長会で出された質問について】

文部科学省から11月16日付「新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」の別添「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」の中に、2の寒い環境でも換気の実施について、機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）となっているが、この18℃を目安とする場合、常時窓開けや30分に1回の換気をした場合、18℃を保つことができないことが予測される。18℃をどのように捉えればよいか。

### 【回答】

本別添については、厚生労働省から商業施設等の管理者向けとして示されたリーフレットを簡易にまとめたものであり、推奨される換気の方法として、機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓を開けること（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）とし、参考として示されました。

学校においては、文部科学省の「学校環境衛生管理マニュアル」に示されている教室環境の基準が

- ・温度：17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
- ・相対湿度：30%以上80%以下であることが望ましい。

となっていることから、この基準を踏まえ教室環境を整えていただいているところであります。

しかし、今般のコロナウイルス感染症に鑑み、寒い環境における感染対策については、先に改定されました『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』や「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を基準とし換気等を行ってください。

具体的には、衛生管理マニュアルについてはP34～36に、県立ガイドラインについてはP3に示されていますので、ご確認ください。